糸島市運動公園整備・管理運営事業に関する事業契約を締結したので、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり事業契約の内容を公表する。

令和2年6月24日

糸島市長 月形 祐二

1. 公共施設等の名称

糸島市運動公園

2. 公共施設等の立地

福岡県糸島市蔵持681番地1 他

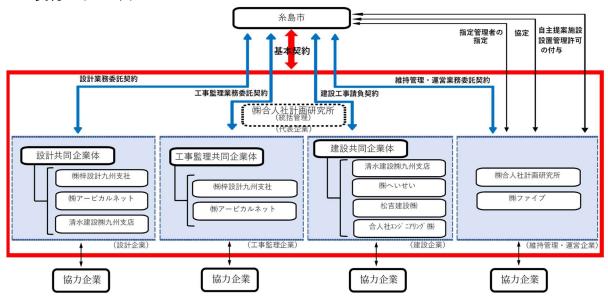
3. 選定事業者の商号又は名称

契約の相手方 (構成企業名)		
代表企業	株式会社合人社計画研究所	
	株式会社梓設計 九州支社	
	株式会社アービカルネット	
	清水建設株式会社 九州支店	
構成企業	株式会社へいせい	
	松吉建設株式会社	
	合人社エンジニアリング株式会社	
	株式会社ファイブ	

4. 契約期間

	契約の名称	契約期間
基本契約		令和2年6月24日~令和20年3月31日
	設計業務委託契約	令和2年6月24日~令和3年8月31日
	工事監理業務委託契約	令和2年6月24日~令和5年5月31日
	建設工事請負契約	令和2年6月24日~令和5年5月31日
	維持管理・運営業務委託契約	令和2年6月24日~令和20年3月31日

5. 契約スキーム図



6. 事業期間(予定)

項目	時期・期間
事業期間 (全体)	令和2年6月24日~令和20年3月31日
設計・建設期間	令和2年6月24日~令和5年5月31日
開園準備期間	令和5年6月1日~令和5年6月30日
供用開始日	令和5年7月1日
維持管理・運営期間	令和5年7月1日~令和20年3月31日

7. 公共施設等の整備等の内容

- (1) 統括管理業務
 - ① 本市との調整業務
 - ② 全体マネジメント業務
 - ③ 財務状況報告業務
 - ④ その他関連業務
- (2) 設計業務
 - ① 事前調査業務
 - ② 設計業務
 - ③ その他関連業務
- (3) 建設·工事監理業務
 - 建設業務
 - ア 着工前業務
 - イ 建設業務

- ウ 完工後業務
- 工 什器備品設置業務
- オ その他関連業務
- ② 工事監理業務
 - ア 工事監理業務
- (4) 開園準備業務
 - ① 運営体制の確立
 - ② 広報·開園記念行事等実施業務
 - ③ 開園準備期間中の本公園施設の維持管理業務
- (5) 維持管理·運営業務
 - ① 維持管理業務
 - ア 清掃業務
 - イ 環境衛生管理業務
 - ウ 警備業務
 - 工 建築物等保守管理業務
 - 才 建築設備保守管理業務
 - 力 屋外施設保守管理業務
 - キ 樹木・植栽等管理業務
 - ク 防災施設管理業務
 - ケー什器備品管理業務
 - コ 修繕・更新業務
 - サ 長期修繕計画策定業務
 - シ エネルギーマネジメント業務
 - ② 運営業務
 - ア 施設利用管理業務
 - イ スポーツ振興・健康増進プログラム実施業務
 - ウ 各種スポーツ大会・イベント開催支援業務
 - エ スポーツ団体の育成支援業務
 - オ 交流・地域イベントに関する業務
 - カ 防災に関する業務
 - キ 広報・情報発信業務
 - ク 駐車場・駐輪場管理業務
 - ケ 自動販売機管理業務
 - コ スポーツ用品貸出・販売業務
 - サ 問合せ対応業務
 - シ 総務業務
 - ス 自主提案事業(自主事業、付帯施設事業)

8. 契約金額

金5.769.572.865円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金524,506,624円) ※契約金額は、需要変動又は物価変動等により増減が生じることがある。

9. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 基本契約書

基本契約書に示す事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、以下の条項のとおりである。

(市の解除権)

- 第14条 市は、構成企業が以下の各号のいずれかに該当するとき、その他選定事業者又は選定事業者が代理人(又は支配人、使用人、入札代理人)として使用していた者が、基本契約に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと合理的に認められるときは、本事業の履行期間中であっても基本契約、設計業務委託契約、工事監理業務委託契約、建設工事請負契約、維持管理・運営業務委託契約又はその仮契約(以下個別に又は総称して「基本契約等」という。)の全部又は一部を解除することができる。
 - 一 代表企業が統括管理業務を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
 - 二 構成企業が、次のいずれかに該当することとなったとき。
 - (1) 本事業の入札手続に関して、公正取引委員会が、構成企業又はその代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律54号をいい、その後の改正を含む。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は独占禁止法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 事業の入札手続に関して、構成企業又はその役員若しくは使用人が刑法(明治40年法律第45号をいい、その後の改正を含む。)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の罰条により公訴を提起されたとき。
 - (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条の規定に基づく指示または営業 停止の処分を受けたことにより、本事業を継続することが難しいと認められたと き。
 - (4) 契約締結後に、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当していることが判明したとき。
 - 三 構成企業が入札説明書に定める以下の参加資格要件を欠く事態となったとき。
 - (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147 号)第8条第2項第1号の処分を受けている団体もしくはその代表者、主宰者その他 の構成員又は当該構成員を含む団体ではないこと。

- (2) 糸島市暴力団排除条例(平成22年3月31日 条例第200号)第2条第1号又は第2号に該当しないものであること。
- (3) 設計企業のうち建築設計業務を行う企業は、建築士法(昭和25年法律第202 号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (4) 設計企業のうち土木設計業務を行う企業は、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条の規定に基づく建設コンサルタント登録(造園部門または都市計画及び地方計画部門)を行っていること。
- (5) 建設企業のうち建築工事を行う企業は、建設業法(昭和24年法律第100号)第 3条第1項の規定により、建築一式工事の特定建設業の許可を受けた者であること。 ただし、複数の者で施工する場合は、施工する企業がそれぞれ担当する業種の許可を 受けていればよいものとする。
- (6) 建設企業のうち土木工事を行う企業は、建設業法(昭和24年法律第100号)第 3条第1項の規定により、土木一式工事の特定建設業の許可を受けた者であること。 ただし、複数の者で施工する場合は、施工する企業がそれぞれ担当する業種の許可を 受けていればよいものとする。
- (7) 建築工事の工事監理業務を担当する工事監理企業は、建築士法第23条第1項の規 定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- (8) 土木工事の工事監理業務を行う工事監理企業は、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条の規定に基づく建設コンサルタント登録(造園部門または都市計画及び地方計画部門)を行っていること。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、構成企業が基本契約に違反し、その違反により基本契約の目的を達することができないと市が認めたとき、又はその他選定事業者の責めに帰すべき事由により、基本契約の履行が困難であると市が認めたとき。
- 2 選定事業者は、前項第一号、第二号、又は第四号の規定により基本契約が解除された場合は、選定事業者は、当該解除が本契約の効力発生日から施設引渡し予定日までに行われた場合には別紙3に定める額のサービス対価 A-1、A-2 及び A-3 の合計額の10%に相当する金額を、当該解除が施設引渡し予定日の翌日から維持管理・運営終了日までの間に行われた場合には別紙3に定める額のサービス対価B、C及びDの当該解約日の属する年度の一年間分に相当する金額の10%に相当する金額を違約金として、市の指定する期間内に支払わなければならない(但し、同じ事由で同じ者が各契約(基本契約を除く。本項において以下同じ。)においても違約金支払義務を負担する場合、同金額の範囲では本項の違約金支払義務を負担すれば足り、重ねて各契約の違約金を支払う必要はないものとする。)。この場合において、選定事業者が納付した当該各契約に基づく契約保証金(契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から支払われる保険金を含む。以下この条において同じ。)があるときは、市は当該保証金をもって当該違約金に充当することができるものとする。なお、市に実際に生じた損害の額が違約金の額の合計額を超える場合において、その超過分につき、市が、選定事業者に対する賠償金の請求をすることを妨げるものではない。
- 3 前項の規定により選定事業者が市に違約金を支払う場合において、市は、違約金請求権と 選定事業者の契約金請求権その他市に対する債権を相殺することができ、なお不足があると きはこれを追徴することができる。

(2) 設計業務委託契約書

設計業務委託契約書に示す事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、以下の条項のとおりである。

(選定事業者の債務不履行等による契約解除)

- 第35条 この契約締結日以後、令和3年8月31日までの間において、次の各号に掲げる事項が発生した場合は、市は、選定事業者に対して通知した上でこの契約を解除することができる。この場合、この契約は締結日に遡って効力を失い、選定事業者はこの契約で別段の定めがある場合を除き、市に対して、解除までに行った業務の対価や費用を一切請求することができないものとする。
 - 一 選定事業者が本事業を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
 - 二 選定事業者が、本件日程表に記載された業務開始日を過ぎても業務を開始せず、市が相 当の期間を定めて選定事業者に対して催告したにも拘らず、選定事業者から市に対して市 が満足すべき合理的説明がなされないとき。
 - 三 構成企業に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、構成企業の取締役会でその申立てを決議したときまたはその他第三者(選定事業者の取締役を含む。)によりその申立てがなされたとき。
 - 四 選定事業者が、業務報告書及び別紙7に記載するモニタリング結果に係る報告書に虚偽記載を行ったとき。
 - 五 構成企業が、この契約の締結に関して、次のいずれかに該当することとなったとき。
 - (1) 本事業の入札手続に関して、公正取引委員会が、構成企業またはその代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律54号をいい、その後の改正を含む。以下「独占禁止法」という。)第7条または第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、または独占禁止法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 本事業の入札手続に関して、構成企業またはその役員若しくは使用人が刑法(明治40年法律第45号をいい、その後の改正を含む。)第96条の6若しくは第198条または独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の罰条により公訴を提起されたとき。
 - (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条の規定に基づく指示または営業停止の処分を受けたことにより、本事業を継続することが難しいと認められたとき。
 - (4) 契約締結後に、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員に該当していることが判明したとき。

- (5) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士 事務所の登録を抹消されたことにより、本業務を継続することが難しいと認められたと き。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、選定事業者がこの契約に違反し、若しくは表明保証が真実でなく、その違反若しくは不実によりこの契約の目的を達することができないと市が認めたとき、またはその他選定事業者の責めに帰すべき事由により、この契約の履行が困難であると市が認めたとき。ただし、要求水準を満たしていない場合の契約終了の手続は別紙7に従う。
- 七 基本契約、建設工事請負契約、工事監理業務委託契約または維持管理・運営業務委託契 約が解除により終了したとき。
- 八 別紙7の定めにより市がこの契約を解除することができるとされるとき。
- 九 選定事業者が第9条の定めに違反したとき。
- 2 令和3年8月31日までに前項第一号から第六号、第八号または第九号によりこの契約が解除された場合、選定事業者は連帯して、市に対して、別紙6に定める額のサービス対価A-1の10%に相当する金額を違約金として支払う。ただし、市が第8条に基づく契約保証金または履行保証保険金を受領している場合にはこれを違約金に充当する。また、市は、この契約に基づく選定事業者の業務の出来高部分(以下「本件出来高部分」という。)が存在する場合、これを検査の上、その全部または一部を買い受けることができ、当該出来高部分の買受代金と上記違約金を対当額で相殺することにより決済することができる。
- 3 市が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について 選定事業者に損害賠償請求を行うことができ、市は本件出来高部分を買い受ける場合には、 本件出来高部分の買受代金と上記損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済する ことができる。

(選定事業者による契約解除)

- 第36条 選定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部または一部 を解除することができる。
 - 一 市がサービス対価 A-1 の支払を遅延し、選定事業者が相当の期間を定めて催告したにも かかわらず、当該義務を履行しないとき。
 - 二 選定事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、市がこの契約上の義務に違 反し、かつ、その違反によりこの契約の履行が困難となったとき。
 - 三 第13条の規定により業務要求水準書を変更したため、次のいずれかに該当するに至ったとき。
 - イ サービス対価 A-1 の総額がこの契約の締結時の額から3分の2以上減少したとき。
 - ロ 選定事業者による業務要求水準書に従った業務の遂行が著しく困難となったと認められるとき。
 - 2 選定事業者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、それまでに行った業務に対するサービス対価 A-1 を市に対して請求することができる(本公園施設の引渡し前

に解除した場合には、市は当該出来高部分に対応するサービス対価 A-1 を選定事業者に支払って、当該出来高部分を買い取らなければならない。)。また、選定事業者が当該サービス対価 A-1 を超えて損害を被った場合には、その損害の賠償を市に請求することができる。

(不可抗力または法令変更等による契約解除)

- 第37条 不可抗力または法令変更等により、選定事業者による事業の継続が不可能となった場合または事業の継続に過分の費用を要する場合において、不可抗力事由等の発生の日から60日を経過しても協議が整わないときは、市は、この契約の全部または一部を解除することができる。
- 2 不可抗力または法令変更等により、設計業務の中止期間が履行期間の10分の5 (履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき、選定事業者は、この契約を解除することができる。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を超えても、なおその中止が解除されないとき、選定事業者は、この契約の全部または一部を解除することができる。
- 3 前2項の規定によりこの契約が解除された場合、市は当該出来高部分に対応するサービス 対価 A-1 を選定事業者に支払って、当該出来高部分を買い取る。なお、当該解除により、選 定事業者に合理的な追加費用が生じたときの負担については、別紙8または別紙9に従う。

(3) 工事監理業務委託契約書

工事監理業務委託契約書に示す事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、 以下の条項のとおりである。

(選定事業者の債務不履行等による契約解除)

- 第21条 この契約締結日以後、本公園施設の選定事業者から市に対する引渡しまでの間において、次の各号に掲げる事項が発生した場合は、市は、選定事業者に対して通知した上でこの契約を解除することができる。この場合、この契約は締結日に遡って効力を失い、選定事業者はこの契約で別段の定めがある場合を除き、市に対して、解除までに行った業務の対価や費用を一切請求することができないものとする。
 - 一 選定事業者が本事業を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
 - 二 選定事業者が、本件日程表に記載された業務開始日を過ぎても業務を開始せず、市が相 当の期間を定めて選定事業者に対して催告したにも拘らず、選定事業者から市に対して市 が満足すべき合理的説明がなされないとき。
 - 三 建設・工事監理期間経過後、相当の期間内に本件工事を完成する見込みが明らかに存在 しないと市が認めたとき。
 - 四 構成企業に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、構成企業の取締役会でその申立てを決議したときまたはその他第三者(選定事業者の取締役を含む。)によりその申立てがなされたとき。
 - 五 選定事業者が、業務報告書及び別紙7に記載するモニタリング結果に係る報告書に虚偽 記載を行ったとき。

- 六 構成企業が、この契約の締結に関して、次のいずれかに該当することとなったとき。
 - (1) 本事業の入札手続に関して、公正取引委員会が、構成企業またはその代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律54号をいい、その後の改正を含む。以下「独占禁止法」という。)第7条または第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、または独占禁止法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 本事業の入札手続に関して、構成企業またはその役員若しくは使用人が刑法(明治40年法律第45号をいい、その後の改正を含む。)第96条の6若しくは第198条または独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の罰条により公訴を提起されたとき。
 - (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条の規定に基づく指示または営業停止の処分を受けたことにより、本事業を継続することが難しいと認められたとき。
 - (4) 契約締結後に、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員に該当していることが判明したとき。
 - (5) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士 事務所の登録を抹消されたことにより、本業務を継続することが難しいと認められたと き。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、選定事業者がこの契約に違反し、若しくは表明保証が真実でなく、その違反若しくは不実によりこの契約の目的を達することができないと市が認めたとき、またはその他選定事業者の責めに帰すべき事由により、この契約の履行が困難であると市が認めたとき。ただし、要求水準を満たしていない場合の契約終了の手続は別紙7に従う。
- 八 基本契約、設計業務委託契約、建設工事請負契約または維持管理・運営業務委託契約が 解除により終了したとき。
- 九 別紙7の定めにより市がこの契約を解除することができるとされるとき。
- 十 選定事業者が第9条の定めに違反したとき。
- 2 本公園施設の引渡し前に前項第一号から第七号、第九号または第十号によりこの契約が解除された場合、選定事業者は連帯して、市に対して、別紙6に定める額のサービス対価 A-3の10%に相当する金額を違約金として支払う。ただし、市が第8条に基づく契約保証金または履行保証保険金を受領している場合にはこれを違約金に充当する。また、市は、この契約に基づく選定事業者の業務の出来高部分(以下「本件出来高部分」という。)が存在する場合、これを検査の上、その全部または一部を買い受けることができ、当該出来高部分の買受代金と上記違約金を対当額で相殺することにより決済することができる。
- 3 市が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について

選定事業者に損害賠償請求を行うことができ、市は本件出来高部分を買い受ける場合には、 本件出来高部分の買受代金と上記損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済する ことができる。

(選定事業者による契約解除)

- 第22条 選定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部または一部 を解除することができる。
 - 一 市がサービス対価 A-3 の支払を遅延し、選定事業者が相当の期間を定めて催告したにも かかわらず、当該義務を履行しないとき。
 - 二 選定事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、市がこの契約上の義務に違 反し、かつ、その違反によりこの契約の履行が困難となったとき。
 - 三 第13条の規定により業務要求水準書を変更したため、次のいずれかに該当するに至ったとき。
 - イ サービス対価 A-3 の総額がこの契約の締結時の額から3分の2以上減少したとき。
 - ロ 選定事業者による業務要求水準書に従った業務の遂行が著しく困難となったと認められるとき。
 - 四 建設工事請負契約の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5 (工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完成した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - 2 選定事業者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、それまでに行った業務に対するサービス対価 A-3 を市に対して請求することができる(本公園施設の引渡し前に解除した場合には、市は当該出来高部分に対応するサービス対価 A-3 を選定事業者に支払って、当該出来高部分を買い取らなければならない。)。また、選定事業者が当該サービス対価 A-3 を超えて損害を被った場合には、その損害の賠償を市に請求することができる。

(不可抗力または法令変更等による契約解除)

- 第23条 不可抗力または法令変更等により、選定事業者による事業の継続が不可能となった場合または事業の継続に過分の費用を要する場合において、不可抗力事由等の発生の日から60日を経過しても協議が整わないときは、市は、この契約の全部または一部を解除することができる。
- 2 不可抗力または法令変更等により、工事監理業務の中止期間が履行期間の10分の5 (履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき、選定事業者は、この契約を解除することができる。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を超えても、なおその中止が解除されないとき、選定事業者は、この契約の全部または一部を解除することができる。
- 3 前2項の規定によりこの契約が解除された場合、市は当該出来高部分に対応するサービス 対価 A-3 を選定事業者に支払って、当該出来高部分を買い取る。なお、当該解除により、選

(4) 建設工事請負契約書

建設工事請負契約書に示す事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、以下の条項のとおりである。

(選定事業者の債務不履行等による契約解除)

- 第48条 この契約締結日以後、本公園施設の選定事業者から市に対する引渡しまでの間において、次の各号に掲げる事項が発生した場合は、市は、選定事業者に対して通知した上でこの契約を解除することができる。この場合、この契約は締結日に遡って効力を失い、選定事業者はこの契約で別段の定めがある場合を除き、市に対して、解除までに行った業務の対価や費用を一切請求することができないものとする。
 - 一 選定事業者が本事業を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
 - 二 選定事業者が、本件日程表に記載された業務開始日を過ぎても業務を開始せず、市が相当の期間を定めて選定事業者に対して催告したにも拘らず、選定事業者から市に対して市が満足すべき合理的説明がなされないとき。
 - 三 建設・工事監理期間経過後、相当の期間内に本件工事を完成する見込みが明らかに存在 しないと市が認めたとき。
 - 四 構成企業に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、構成企業の取締役会でその申立てを決議したときまたはその他第三者(選定事業者の取締役を含む。)によりその申立てがなされたとき。
 - 五 選定事業者が、業務報告書及び別紙10に記載するモニタリング結果に係る報告書に虚 偽記載を行ったとき。
 - 六 構成企業が、この契約の締結に関して、次のいずれかに該当することとなったとき。
 - (1) 本事業の入札手続に関して、公正取引委員会が、構成企業またはその代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律54号をいい、その後の改正を含む。以下「独占禁止法」という。)第7条または第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、または独占禁止法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 本事業の入札手続に関して、構成企業またはその役員若しくは使用人が刑法(明治40年法律第45号をいい、その後の改正を含む。)第96条の6若しくは第198条または独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の罰条により公訴を提起されたとき。
 - (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条の規定に基づく指示または営業停止の処分を受けたことにより、本事業を継続することが難しいと認められたとき。

- (4) 契約締結後に、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当していることが判明したとき。
- (5) 建設業法第3条第1項の規定により、建築一式工事または土木一式工事の特定建設業の許可を取り消されたことにより、本業務を継続することが難しいと認められたとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、選定事業者がこの契約に違反し、若しくは表明保証が真実でなく、その違反若しくは不実によりこの契約の目的を達することができないと市が認めたとき、またはその他選定事業者の責めに帰すべき事由により、この契約の履行が困難であると市が認めたとき。ただし、要求水準を満たしていない場合の契約終了の手続は別紙10に従う。
- 八 基本契約、設計・工事監理業務委託契約または維持管理・運営業務委託契約が解除により終了したとき。
- 九 別紙10の定めにより市がこの契約を解除することができるとされるとき。
- 十 選定事業者が第9条の定めに違反したとき。
- 2 本公園施設の引渡し前に前項第一号から第七号、第九号または第十号によりこの契約が解除された場合、選定事業者は連帯して、市に対して、別紙9に定める額のサービス対価 A-2の10%に相当する金額を違約金として支払う。ただし、市が第8条に基づく契約保証金または履行保証保険金を受領している場合にはこれを違約金に充当する。また、市は、この契約に基づく選定事業者の業務の出来高部分(以下「本件出来高部分」という。)が存在する場合、これを検査の上、その全部または一部を買い受けることができ、当該出来高部分の買受代金と上記違約金を対当額で相殺することにより決済することができる。
- 3 市が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について 選定事業者に損害賠償請求を行うことができ、市は本件出来高部分を買い受ける場合には、 本件出来高部分の買受代金と上記損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済する ことができる。
- 4 第2項の場合において、市が本公園施設の出来高部分を買い受けない場合、選定事業者は、 自らの費用と責任により、本件土地を原状(更地)に回復した上で市に引き渡さなければな らない。
- 5 前項の場合で、市が相当な期間を定めて選定事業者に原状回復した上で市に引き渡すよう 求めたにもかかわらず、選定事業者がこれに応じないときは、市は自ら本件土地を原状(更 地)に回復することができ、選定事業者はこれを妨げてはならない。当該回復に要した費用 を市は選定事業者に請求することができる。

(選定事業者による契約解除)

- 第49条 選定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部または一部 を解除することができる。
- 一 市がサービス対価 A-2 の支払を遅延し、選定事業者が相当の期間を定めて催告したにも

かかわらず、当該義務を履行しないとき。

- 二 選定事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、市がこの契約上の義務に違 反し、かつ、その違反によりこの契約の履行が困難となったとき。
- 三 第14条の規定により業務要求水準書を変更したため、次のいずれかに該当するに至ったとき。
 - イ サービス対価 A-2 の総額がこの契約の締結時の額から3分の2以上減少したとき。
 - ロ 選定事業者による業務要求水準書に従った業務の遂行が著しく困難となったと認められるとき。
- 四 第24条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5 (工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完成した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- 2 選定事業者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、それまでに行った業務に対するサービス対価 A-2 を市に対して請求することができる(本公園施設の引渡し前に解除した場合には、市は当該出来高部分に対応するサービス対価 A-2 を選定事業者に支払って、当該出来高部分を買い取らなければならない。)。また、選定事業者が当該サービス対価 A-2 を超えて損害を被った場合には、その損害の賠償を市に請求することができる。

(不可抗力または法令変更等による契約解除)

- 第50条 不可抗力または法令変更等により、選定事業者による事業の継続が不可能となった場合または事業の継続に過分の費用を要する場合において、不可抗力事由等の発生の日から60日を経過しても第24条第4項若しくは第56条第2項の協議が整わないときまたは第54条第1項若しくは第56条第1項の通知の日から60日を経過しても同項の協議が整わないときは、市は、この契約の全部または一部を解除することができる。
- 2 不可抗力または法令変更等により、建設業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき、選定事業者は、この契約を解除することができる。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を超えても、なおその中止が解除されないとき、選定事業者は、この契約の全部または一部を解除することができる。
- 3 前2項の解除がなされた場合において、市は本件出来高部分に対応するサービス対価 A-2 を選定事業者に支払って、当該出来高部分を買い取る。なお、当該解除により選定事業者に 合理的な追加費用が生じたときの負担については、別紙11または別紙12に従う。

(5) 維持管理·運営業務委託契約書

維持管理・運営業務委託契約書に示す事業の継続が困難となった場合における措置に関する 事項は、以下の条項のとおりである。

(選定事業者の債務不履行等による指定管理者の指定の取消し等及び契約解除)

- 第38条 選定事業者を本施設の指定管理者とする指定が地方自治法第244条の2第11 項、糸島市公園条例第11条第1項または糸島市体育施設条例第10条第1項により取り消 されたときは、この契約が解除されたものとみなす。
- 2 本公園施設引渡時以降において、次の各号に掲げる事項が発生した場合は、市は選定事業者に対して相当の期間を定めて選定事業者において当該違反行為を治癒すべき旨を通知する (ただし、治癒不能な事項については当該通知は行わない。)。この場合、当該相当期間中に かかる違反行為が治癒されないとき、または当該事項の治癒が不能な場合には、市は、行政 手続法 (平成5年法律第88号、その後の改正を含む。)第13条に定める手続を行った上で、 選定事業者の全員または一部について、本指定の全部または一部を取り消すとともに、この 契約の全部または一部を将来に向けて解除することができる。 なお、要求水準を満たしてい ない場合の契約終了の手続は別紙6に従う。
 - 一 選定事業者が本公園施設について、連続して30日以上または1年間において合計60 日以上にわたり、関係図書、維持管理業務計画書並びに運営業務計画書等に従った維持管 理業務または運営業務を行わないとき。
 - 二選定事業者の責めに帰すべき事由により、この契約の履行が困難となったとき。
 - 三 構成企業に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、構成企業の取締役会でその申立てを決議したときまたはその他第三者(選定事業者の取締役を含む。)によりその申立てがなされたとき。
 - 四 選定事業者が、業務報告書及び別紙6に記載するモニタリング結果に係る報告書に虚偽記載を行ったとき。
 - 五 構成企業が、この契約の締結に関して、次のいずれかに該当することとなったとき。
 - (1) 本事業の入札手続に関して、公正取引委員会が、構成企業またはその代理人(復代理人を含む。)に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律54号をいい、その後の改正を含む。以下「独占禁止法」という。)第7条または第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、または独占禁止法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 本事業の入札手続に関して、構成企業またはその役員若しくは使用人が刑法(明治40年法律第45号をいい、その後の改正を含む。)第96条の6若しくは第198条または独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の罰条により公訴を提起されたとき。

- (3) 契約締結後に、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員に該当していることが判明したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、選定事業者がこの契約に違反し、若しくは表明保証が真実でなく、その違反若しくは不実によりこの契約の目的を達することができないと市が認めたとき、または選定事業者の責めに帰すべき事由により、この契約の履行が困難であると市が認めたとき。ただし、要求水準を満たしていない場合の契約終了の手続は別紙6に従う。
- 七 基本契約、設計業務委託契約、工事監理業務委託契約または建設工事請負契約が解除により終了したとき。

八 別紙6の定めにより市がこの契約を解除することができるとされるとき。

- 3 市は、前項による本指定の取消し後も、本公園施設の所有権を保持する。
- 4 本公園施設の引渡し後に第1項及び第2項(第七号の場合を除く)によりこの契約が解除された場合、選定事業者は連帯して、本件サービス対価の一年間分に相当する金額の10%に相当する違約金を市に支払わなければならない。ただし、市が第8条に基づく契約保証金または履行保証保険金を受領している場合には、これを違約金に充当する。なお、この場合、市は本指定が取り消された日までに選定事業者が履行した開園準備業務または維持管理・運営業務の対価(サービス対価Dを含む。)に相当するサービス対価を支払う。
- 5 市が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について 選定事業者に損害賠償請求を行うことができ、市は前項に基づくサービス対価の残額と上記 損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。

(選定事業者による契約解除)

- 第39条 選定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部または一部 を解除することができる。
 - 一 市がサービス対価C及びDの支払を遅延し、選定事業者が相当の期間を定めて催告した にもかかわらず、当該義務を履行しないとき。
 - 二 選定事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、市がこの契約上の義務に違 反し、かつ、その違反によりこの契約の履行が困難となったとき。
 - 三 第13条の規定により業務要求水準書を変更したため、次のいずれかに該当するに至ったとき
 - イ サービス対価C及びDの総額がこの契約の締結時の額から3分の2以上減少したと き。
 - ロ 選定事業者による業務要求水準書に従った業務の遂行が著しく困難となったと認め られるとき。
 - 2 選定事業者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、それまでに行った業務に対する本件サービス対価を市に対して請求することができる。また、選定事業者が本件サービス対価を超えて損害を被った場合には、その損害の賠償を市に請求することができ

る。

(市の任意による契約解除)

- 第40条 市は、本事業を継続する必要がなくなった場合またはその他市が必要と認める場合には、180日以上前に選定事業者にその理由を書面にて通知することにより、この契約を解除することができる。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合の本公園施設またはその出来形部分の帰属その他解除に伴う発注者からの支払等については、第38条の規定に従う。

(不可抗力または法令変更等による契約解除)

- 第41条 不可抗力または法令変更等により、選定事業者による事業の継続が不可能となった 場合または事業の継続に過分の費用を要する場合において、不可抗力事由等の発生の日から 60日を経過しても第47条第2項の協議が整わないときまたは第45条第1項の通知の日 から60日を経過しても同項の協議が整わないときは、市は、この契約の全部または一部を 解除することができる。
- 2 選定事業者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、それまでに行った 業務に対する本件サービス対価を市に対して請求することができる。また、選定事業者が当 該本件サービス対価を超えて選定事業者に合理的な追加費用が生じたときの負担について は、別紙7または別紙8に従う。

10. 契約終了時の措置に関する事項

(1) 設計業務委託契約書

設計業務委託契約書に示す契約終了時の措置に関する事項は、以下の事業契約の条項のとおりである。

(契約終了時の措置)

- 第38条 選定事業者は、この契約が終了した場合(契約解除の場合を含む)において、整備事業区域にこの契約に基づき取り壊すべき施設があるときまたは整備事業区域若しくは本公園に選定事業者が所有し若しくは管理する工事材料、仮設物、機械器具その他の物件(選定事業者が本事業の一部を請け負わせまたは委託する第三者が所有しまたは管理するこれらの物件を含む。以下、本条において同じ。)があるときは、選定事業者は、当該物件を撤去するとともに、整備事業区域または本公園を修復し、取り片付けて、市に明け渡さなければならない(市が、上記の行為を行うことを要しないと判断する場合には、市の指示に従うものとする。)。
- 2 前項の場合において、選定事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、または整備事業区域若しくは本公園の修復若しくは取り片付けを行わないときは、市は、選定事業者に代わって当該物件を処分し、整備事業区域若しくは本公園を修復し、若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、選定事業者は、市の処分または修復若しくは取け付けについて異議を申し出ることができず、また、市の処分または修復若しくは取

片付けに要した費用を負担しなければならない。

3 第1項に規定する選定事業者のとるべき措置の期限、方法等については、市が選定事業者 の意見を聴いて定めるものとする。

(2) 工事監理業務委託契約書

工事監理業務委託契約書に示す契約終了時の措置に関する事項は、以下の事業契約の条項のとおりである。

(契約終了時の措置)

- 第24条 選定事業者は、この契約が終了した場合(契約解除の場合を含む)において、整備 事業区域にこの契約に基づき取り壊すべき施設があるときまたは整備事業区域若しくは本公 園に選定事業者が所有し若しくは管理する工事材料、仮設物、機械器具その他の物件(選定 事業者が本事業の一部を請け負わせまたは委託する第三者が所有しまたは管理するこれらの 物件を含む。以下、本条において同じ。)があるときは、選定事業者は、当該物件を撤去する とともに、整備事業区域または本公園を修復し、取り片付けて、市に明け渡さなければなら ない(市が、上記の行為を行うことを要しないと判断する場合には、市の指示に従うものと する。)。
- 2 前項の場合において、選定事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、または整備事業区域若しくは本公園の修復若しくは取り片付けを行わないときは、市は、選定事業者に代わって当該物件を処分し、整備事業区域若しくは本公園を修復し、若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、選定事業者は、市の処分または修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、市の処分または修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 3 第1項に規定する選定事業者のとるべき措置の期限、方法等については、市が選定事業者 の意見を聴いて定めるものとする。

(3) 建設工事請負契約書

建設工事請負契約書に示す契約終了時の措置に関する事項は、以下の事業契約の条項のとおりである。

(契約終了時の措置)

- 第51条 選定事業者は、この契約が終了した場合(契約解除の場合を含む)において、整備 事業区域にこの契約に基づき取り壊すべき施設があるときまたは整備事業区域若しくは本公 園に選定事業者が所有し若しくは管理する工事材料、仮設物、機械器具その他の物件(選定 事業者が本事業の一部を請け負わせまたは委託する第三者が所有しまたは管理するこれらの 物件を含む。以下、本条において同じ。)があるときは、選定事業者は、当該物件を撤去する とともに、整備事業区域または本公園を修復し、取り片付けて、市に明け渡さなければなら ない(市が、上記の行為を行うことを要しないと判断する場合には、市の指示に従うものと する。)。
- 2 前項の場合において、選定事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、

または整備事業区域若しくは本公園の修復若しくは取片付けを行わないときは、市は、選定事業者に代わって当該物件を処分し、整備事業区域若しくは本公園を修復し、若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、選定事業者は、市の処分または修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、市の処分または修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 3 第1項に規定する選定事業者のとるべき措置の期限、方法等については、市が選定事業者 の意見を聴いて定めるものとする。
- 4 選定事業者は、この契約が終了した場合においては、市に対し、本公園施設を維持管理するために必要なすべての書類を引き渡さなければならない。

(4) 維持管理·運営業務委託契約書

維持管理・運営業務委託契約書に示す契約終了時の措置に関する事項は、以下の事業契約の 条項のとおりである。

(契約終了時の措置)

- 第42条 選定事業者は、この契約が終了した場合(契約解除の場合を含む)において、整備事業区域にこの契約に基づき取り壊すべき施設があるときまたは整備事業区域若しくは本公園に選定事業者が所有し若しくは管理する工事材料、仮設物、機械器具その他の物件(選定事業者が本事業の一部を請け負わせまたは委託する第三者が所有しまたは管理するこれらの物件を含む。以下、本条において同じ。)があるときは、選定事業者は、当該物件を撤去するとともに、整備事業区域または本公園を修復し、取り片付けて、市に明け渡さなければならない(市が、上記の行為を行うことを要しないと判断する場合には、市の指示に従うものとする。)。
- 2 前項の場合において、選定事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、 または整備事業区域若しくは本公園の修復若しくは取片付けを行わないときは、市は、選定 事業者に代わって当該物件を処分し、整備事業区域若しくは本公園を修復し、若しくは取片 付けを行うことができる。この場合においては、選定事業者は、市の処分または修復若しく は取片付けについて異議を申し出ることができず、また、市の処分または修復若しくは取片 付けに要した費用を負担しなければならない。
- 3 第一項に規定する選定事業者のとるべき措置の期限、方法等については、市が選定事業者 の意見を聴いて定めるものとする。
- 4 選定事業者は、この契約が終了した場合においては、市に対し、本公園施設を維持管理するために必要なすべての書類を引き渡さなければならない。